

日本血液学会北陸地方会会則

第1章 名称

第1条 本会は日本血液学会北陸地方会と称する。

第2章 目的と事業

第2条 本会は北陸地方会における血液学の発展、知識の交流を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会の事務局を、〒910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3 福井大学 血液・腫瘍内科内に置く。

第3章 構成

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同し、北陸地方に主な活動の場を有する個人により構成される。なお、本会の会員は、日本血液学会の会員であることが望ましい。

第6条 会員は本会が行う事業に参加できるとともに、学術集会に出席して業績を発表し、発言することができる。

第7条 会員は所定の会費（医師 1,000 円、その他 500 円）を納入しなければならない。

第8条 会員が退会または転居する場合は、事務局に通知しなければならない。

第9条 本会に賛助会員を置くことができる。賛助会員は、本会の趣旨に賛同した個人または法人で、寄付金を募るものとする。

第4章 役員

第10条 本会に当番会長1名と評議員若干名を置き、会務を処理する。

第 11 条 当番会長は、年度毎に評議員の互選により決定する。

第 12 条 当番会長および評議員をもって評議員会を構成する。
当番会長は、随時評議員会を召集し、会に関する重要事項を協議し、決定し、実行する。

第 13 条 会長の任期は 1 年とするが、評議員の任期は設けない。

第 14 条 会計監査役を置く。

第 5 章 総会ならびに学術集会

第 15 条 本会は、毎年総会ならびに学術集会を開催する。

第 6 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって当てる。

第 17 条 事務局が会計を担当し、管理する。

第 18 条 会計年度は 1 月 1 日から、12 月 31 日までとする。

第 19 条 本会の会計は、会計監査役による会計監査を受けた後、評議員会の承認を得、総会で報告する。

第 7 章 会則の変更

第 20 条 本会則の変更は、評議員会の決議と総会の承認を得て行われる。

附 則

本会則は、平成 10 年 7 月 18 日より発効する。

本会則は、平成 13 年 7 月 7 日一部修正の上、平成 13 年 7 月 8 日より発効する。

本会則は、平成 14 年 7 月 13 日より一部修正の上、発効する。

本会則は、平成 16 年 7 月 17 日一部修正の上、平成 16 年 7 月 18 日より発効する。

本会則は、平成 21 年 7 月 18 日一部修正の上、平成 21 年 7 月 19 日より発効する。

本会則は、平成 22 年 7 月 24 日一部修正の上、平成 22 年 7 月 25 日より発効する。

ただし、平成 22 年度の会計は平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日とする。

本会則は、平成 28 年 7 月 23 日一部修正の上、平成 28 年 7 月 24 日より発効する。

本会則は、令和3年7月10日一部修正の上、令和3年7月11日より発行する。